



吉川市子ども・子育て支援事業計画



概要版
平成27年3月



はじめに

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。この3法に基づいて、待機児童の解消、保育・教育の質の向上、地域子育ての支援に取り組む「子ども・子育て支援新制度」の開始にあたり、子育て支援の質・量を高め、安心して仕事と子育ての両立が図られるようにするため、市で計画を定めました。

この計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の確保及びそれに関連する業務の円滑な実施に関し定めるとともに、平成26年度に終了年度を迎えた吉川市次世代育成支援対策地域行動計画について、法に基づき設定された、地域における子育て支援事業の成果を引き継いでいます。

○ 計画の期間

平成27年度から平成31年度の5か年とします。ただし、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくため、必要に応じて、計画の見直しを行います。

	平成22~26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第5次吉川市総合振興計画 (前期：平成24年度から平成28年度) (後期：平成29年度から平成33年度)	→					
吉川市次世代育成支援対策地域行動計画 (後期：平成22年度から平成26年度)	→					
吉川市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度から平成31年度)	→					

○ 計画策定の経過

計画の策定にあたっては、現在子育てをしている就学前児童及び小学生児童の保護者の方に、子育ての実態をお伺いするニーズ調査を実施するとともに、学識経験者や関連団体の代表の方、市民の方々に組織した「吉川市児童福祉審議会」の中で、平成25年度から2年間をかけ、計画内容等の審議を行い、幅広い意見を計画に反映しました。

○ 計画の基本理念

この計画では、各施策の基本的な考え方を示すものとして、3つの基本理念を定めています。

子育てに対する不安や 孤立感を減らすために

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。

安心して妊娠・出産・ 育児ができるために

子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。

まちを生かした豊かな遊びと 学びの環境を整えるために

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が交互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子ども達が、心身ともにたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域とともに子どもを育むまちづくりを目指します。

○ 計画の施策体系

基本理念	各 施 策
<p>子育てに対する不安や 孤立感を減らすために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子育て支援拠点事業 ○ 養育支援訪問事業 ○ 要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援事業 ○ 利用者支援事業 ○ 子どもの養育に関する支援 ○ 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策 ○ 孤立しがちな親に対する支援
<p>安心して妊娠、出産、育児が できるために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時預かり事業 ○ 延長保育事業 ○ 病児・病後児保育事業、緊急サポート事業 ○ 子育て短期支援事業（児童ショートステイ事業） ○ 乳児家庭全戸訪問事業 ○ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診） ○ 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策 ○ 母親に対する支援 ○ 経済的な支援
<p>まちを生かした豊かな遊びと 学びの環境を整えるために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児期の学校教育・保育（保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育） ○ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業） ○ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ○ 職業生活と家庭生活との両立 ○ 働く親への支援 ○ 障がい児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援 ○ 子どもの安全のための支援 ○ 地域が中心となった子育て支援（寺子屋・子どもの体験活動）



○ 教育・保育提供区域

この計画では、中学校区を教育・保育提供区域として設定しています。区域設定は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給ができていくかを計画の中で客観的に見ていくためのものであり、設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案することが必要となります。

なお、この区域については、利用者がこの区域の範囲でサービスを受けなければならないというものではありません。

【各中学校区の特徴】

中学校区	特 色	児 童 数	
東中学校区	児童数は、ほかの区域と比較し、最も少ない区域である。区域内面積は、1番広く、市内南北に区域が広がっていることが特徴である。	未就学児	609人
		就学児	877人
		計	1,486人
中央中学校区	児童数は南中学校区域に次いで2番目である。土地区画整理事業は施行中であることから、人口増に伴い子育て世帯の増加が予想される。	未就学児	1,509人
		就学児	1,731人
		計	3,240人
南中学校区	3つの区域の中で、最も児童数が多い区域である。住宅等の整備が進行していることから、人口増に伴い子育て世帯の増加が予想される。	未就学児	2,237人
		就学児	1,779人
		計	4,016人

○ 幼児期の学校教育・保育

この計画では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めています。なお、現在の幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況に、利用希望等を踏まえて以下の区分で設定し、各中学校区の特徴を踏まえた量の見込み及び提供体制の確保を行います。

(1) 保育の必要性の認定区分

認 定 区 分	認 定 の 内 容	利 用 先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、 教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育)

(2) 中学校区域別の幼児期の学校教育・保育に係る提供体制の確保

ア 全体

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）					
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定			
① 量の見込み		1,385人	571人	480人	1,363人	583人	487人			
② 内 確 保 の 容 容	認定こども園 幼稚園・保育所	1,745人	530人	297人	1,745人	641人	386人			
	小規模保育及び 地方単独事業		4人	64人		4人	64人			
②-①		360人	▲37人	▲119人	382人	62人	▲37人			
		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）			5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
		1,329人	589人	494人	1,298人	595人	494人	1,271人	603人	494人
		1,745人	686人	422人	1,745人	686人	422人	1,745人	686人	422人
			4人	83人		4人	83人		4人	83人
		416人	101人	11人	447人	95人	11人	474人	87人	11人

○ 全体の特徴

待機児童の発生が見込まれる2号認定及び3号認定については、「平成29年度までに待機児童ゼロを達成する」ことを目標に掲げ、民間保育施設の整備を促進し、必要な提供体制を確保していきます。

イ 中学校区域別の特徴

(1) 東中学校区域

東中学校区域は、今後も児童数が減少することが想定されます。特に1号認定については、今後5年間で大きく減少していくと想定されます。

(2) 中央中学校区域

中央中学校区域は、2号認定及び3号認定は微増で見込んでいますが、1号認定については、今後5年間で緩やかな減少が想定されます。

(3) 南中学校区域

南中学校区域は、今後5年間で最も児童数が増加すると想定されている区域です。特に2号認定及び3号認定の児童数は今後も増加し続けていくと想定されます。

○ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

就学前の子どもに関する学校教育、保育等に関する法律の趣旨及びニーズ調査における結果を踏まえ、認定こども園の移行について、これを促進していきます。小規模保育についても、3歳児以降については、連携施設の設定を行い、スムーズな移行を目指します。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続については、「保幼小連絡協議会」をベースとして、情報交換や関係職員の力量を一層向上させスムーズな就学が可能になることを目指します。

○ 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

0歳児の子どもの保護者が、保育所への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、希望する育児休業期間を途中で切り上げたりすることがないように、きめ細かい情報提供を行うとともに、1歳児や2歳児の低年齢児の待機児童を解消するための施設や認定こども園への移行などを促進していきます。

○ 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

次のような取り組みを関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

- ・障がい児などの特別な支援を必要とする子どもについての連携
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・児童虐待防止のための関係機関との連携

○ 職業生活と家庭生活との両立

「第3次吉川市男女共同参画基本計画」に基づき、市民へ仕事と家庭の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報提供を行うとともに、埼玉県や地域団体等の連携を図りながら市内事業所を対象とした啓発に努めていきます。

○ その他の子ども・子育てに関する取組

吉川市独自の取り組みとして、次の事業等を実施していきます。

- ◆ 孤立しがちな親に対する支援
 - ・ホームスタート事業の展開
- ◆ 働く親への支援
 - ・送迎保育の実施
- ◆ 母親に対する支援
 - ・母親学級（両親学級）や育児グループへの支援
 - ・子育てメンタルヘルスサロン及びメンタルヘルス子育て講座の開催
- ◆ 障がい児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援
 - ・こども発達センターを中心とした療育。
 - ・保護者に対する支援。
- ◆ 子どもの養育に対する支援
 - ・家庭児童相談の充実。
 - ・コモンセンス・ペアレンティング（CSP）プログラムの展開。
 - ・オレンジリボンキャンペーン（虐待防止キャンペーン）の実施。
- ◆ 経済的な支援
 - ・子ども医療費制度による子育て世帯の負担軽減。
- ◆ 子どもの安全のための支援
 - ・「子ども110番の家」の実施（危険に遭遇した時の避難場所）。
 - ・子どもの見守り活動の推進（自主防犯活動団体による活動、見守り活動の啓発、犯罪抑止対策）
- ◆ 地域が中心となった子育て支援
 - ・「寺小屋」事業によるあらゆる世代の人々との交流。
 - ・家庭・地域・学校が一体となって行う「子どもの体験活動」の実施。

○ 地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、ニーズ調査等による顕在、潜在ニーズ量の把握と子育て支援施策の課題分析を基に、次のような事業を設定しています。

地域子育て支援 拠点事業



地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育てについての相談ができるよう、子育て支援センターにおいて事業を展開します。

一時預かり事業



家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園などで一時的に預かり、必要な保護を行います。

延長保育事業



保護者の通勤時間等により通常保育時間内に送迎ができない場合、保育所の承認を得て延長保育を行います。

病児・病後児 保育事業



家庭にて保育ができない病気または病気回復期にある生後3か月から小学校3年生までの児童を市が委託する施設で一時的に預かります。

放課後児童健全 育成事業 (学童保育事業)



放課後、保護者の就労などにより保育が必要な児童（小学校6年生まで）を保護者に代わって保育します。

子育て援助活動事業 (ファミリー・サポ ート・センター)



子どもの預かりや送迎などの子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）が相互援助活動を行うものです。

子育て短期支援事業 (児童ショート ステイ)



3歳未満のお子さんを持つ保護者の方が入院や通院などの理由で一時的に家庭での養育が困難になった時に市と契約した乳児院でお子さんを短期間お預かりします。

乳児家庭全戸 訪問事業



保健センターの保健師等が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。

妊婦健診



妊婦と赤ちゃんの健康管理のため、助成券を発行し、妊婦健康診査を行います。

養育支援訪問 事業



養育支援が必要な家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行います。

要保護児童対策 地域協議会



関係機関が連携を図り、虐待を受けている子どもや養育に問題があると思われる子どもの早期発見や適切な保護を行います。

利用者支援事業



子育て家庭のニーズに合わせて、必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。



なまりん

吉川市イメージキャラクター

編集・発行 吉川市健康福祉部子育て支援課
〒342-8501
吉川市吉川二丁目1番地1
電話 048-982-9529